

放課後児童クラブにおける 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

明和町教育委員会

令和3年10日

Ver. 2

【放課後児童クラブの臨時閉所の考え方と職員の対応について】

令和3年10月
明和町教育委員会

このマニュアルは、町内の放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者等が発生した場合における臨時閉所の考え方と職員の対応について、基準を定めるものとする。

児童クラブにおいて児童又は職員に感染者、濃厚接触者が発生した場合は、当該放課後児童クラブ単位での対応を基本とし、対応にあたっては明和町教育委員会及び大阪保健所や県の機関と連携し、その指導の下で措置を実施する。

1 児童・職員の欠席の考え方

◎次の場合は、児童及び職員の利用・出勤をさせない。

(1) (児童・職員) 本人の感染が判明、又は濃厚接触者と認定された場合

①感染が判明した場合

開始日：感染が判明した日

終了日：専門医が快癒を認め登校・出勤を許可したとき

②濃厚接触者と認定された場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：開始日から14日後までとする。

○PCR検査の結果で陰性と判定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間は健康観察期間として利用停止

●陽性と判定された場合は、「①感染が判明した場合」の期間。

(2) 児童の保護者・同居家族又は職員の同居家族が、濃厚接触者と認定された場合

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族のPCR検査結果が確認できるまでの期間、又は開始日から14日後までとする。

○陰性と判定された場合は、翌日から利用可。

ただし、本人や周囲の状況等により必要な場合は、一定期間の利用停止の要請を行う。

●陽性と判定された場合は、本人が濃厚接触者と認定されれば

「(1) ②」へ

(3) 児童・職員が発熱等のかぜ症状が見られる場合

原則施設利用の自粛を要請する。

(4) 児童・職員の家族が発熱等のかぜ症状が見られる場合

原則施設利用及び出勤の自粛を要請する。

2 閉所及び利用停止の考え方

(1) 閉所措置

利用児童、又は職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認され、利用児童及び職員に濃厚接触者が存在する可能性がある場合、感染者が最後に施設利用した日の翌日から必要な期間

利用児童及び職員が保健所の指定する濃厚接触者と認定され、風邪等の症状があり、かつ症状が現れた2日前以降、利用・出勤している場合、検査結果がでるまでの期間。ただし、濃厚接触者に風邪等の症状がない場合は通常通り保育を行う。

※1：学校と連携を図り、感染経路や濃厚接触者の状況の把握に努め判断する。

※2：臨時休業の要否やその範囲、期間等については、明和町教育委員会が保健所と相談の上決定する。なお、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況で、保健所からの助言を得ることが難しい場合、文部科学省のガイドライン(令和3年8月27日付け事務連絡)(以下「文科省ガイドライン」という)に示された以下の内容を参考に、本マニュアルに基づき決定する。

◎文部科学省が示す臨時休業の範囲や条件の例

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3 感染者または濃厚接触者が発生した時の児童クラブの対応

(1) 関係機関との連携

①明和町教育委員会との連携

次に示す場合は、町教育委員会に、速やかに報告する。

◎ 保護者及び職員から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

(a) (児童・職員) 本人が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、
若しくは新型コロナウイルス感染の疑いによりPCR検査を受検した場合

(b) (児童・職員) 本人が、保健所から濃厚接触者と認定された場合

(c) (児童・職員) 本人の同居家族が、保健所から濃厚接触者と認定された場合

◎ (児童・職員) 本人に発熱等かぜ症状が見られる場合であって、その健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、帰国者・接触者相談センターへ相談したことの報告があった場合

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱がある

・かぜの症状や発熱が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)

②保健所等、関係機関との連携及び情報収集

- ・上記の報告があった場合、児童クラブ及び町教育委員会は、保健所等関係機関と速やかに連携し、施設内の消毒をはじめ、専門的な内容について助言を受けられるようにする。
- ・閉所期間中は、保健所の指導に従い、施設での感染状況の把握と拡大防止に努める。
- ・「発症までの施設内での感染者の状況」「施設内外の活動・行動歴」「他の児童や職員との接触の状況」等について早期に情報収集を開始する。
- ・土曜保育・長期休業日保育を利用している場合は、保育状況の情報を収集する。

(2) 保護者への周知・依頼

- ① 閉所を決定した場合、児童クラブは、利用する保護者に、メール等を活用して、速かに、感染の状況及び閉所する施設、期間、留意事項、問い合わせ先等を通知する。

(3) 消毒措置

保健所の指示に従い施設内の消毒を行う。

施設は、保健所及び教育委員会と相談して、以下のとおり消毒を行う。

- ・ 施設は、当該児童及び職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外の立入を禁ずる等、作業時の安全確保と汚染を広げないように留意する。
- ・ 消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので、汚染を拡げないように注意して、念入りに消毒洗浄する。
- ・ 消毒作業にあたる職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ビニール袋で代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用として二重にしたビニール袋に密封し廃棄する。
- ・ どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、管轄する保健所に相談する。

(4) 利用料金の扱いについて

- ① 閉所の期間、感染者、濃厚接触者又は利用停止を行った方については日額の減免措置を行う。